

EverySense Pro サービス利用約款の一部改正（2019年3月15日付け）

改正

第1条～第2条（略）

第3条 本サービスの利用

1～3（略）

4. 本サービスの利用には、料金として、年間利用料及び次条に定めるデータ提供の対価が掛かります。具体的な料金及び支払方法につきましては、本規約に定める他、当社が定める料金表等によることとします。

第3条の2 データ提供の対価

1. データ購入者は、当社を通じデータ提供者に所定の対価を支払うことによって、データ提供者からデータの提供を受けることができます。なお、データの提供はデータ提供者が当社所定のサーバにアップロードする方法によって行われ、データ購入者は当該アップロードから当社指定の期限内にダウンロードする必要があります（ダウンロードできなかった場合はデータ提供者に依頼し再度アップロードしてもらうことになります）。

2. データ購入者は、データ提供者がアップロードを完了するまではデータの購入を撤回することができます。また、データ購入者は、データ提供者がアップロードを完了した後であっても、ダウンロードしたデータに瑕疵がある等、特段の事情がある場合には、データの購入の取消を希望することができます。当社は、データ購入者における取消の希望を判定している間は、当該取消の希望に係るデータを第5項各号における対価の集計から除外することができます。

3. データ購入者は、データ提供者におけるデータの提供の条件を了解した上で、データの購入を希望するものとします。

4. お客様がデータ提供者である場合、データ購入者が本サービスを通じてデータの購入を希望し、現実にお客様が提供したデータがデータ購入者に提供された場合は、当社がデータ購入者から現実にその対価を回収したか否かに関わらず、当社はお客様に対して、当社が別途定めるデータ提供の対価を支払うものとします。

5. 前項に基づくデータ提供の対価の支払いについては、以下の手順に従うこととします。

(1) データ提供については、データ提供者がデータをアップロードした日を基準として、1ヶ月分を毎月15日締めで集計します。（15日で締められた当該1ヶ月を「当月」といいます。）

(2) データ提供者が得られる対価については、当月末日を基準として集計し、確定されます。

(3) 前号で確定されたデータ提供の対価については、当月の翌月末日に当社からデータ提供者に支払います。この際、対価の10%相当額を当社が手数料として取得しますので、当社からデータ提供者に支払われる額は前号で確定された対価の90%相当額になります。

(4) 当社は、第2号で確定された対価をデータ購入者に対して請求します。当該対価の支払期限は当月の翌月末日とし、データ購入者であるお客様が当社に指定された口座に振り込む方法により行います。この際、振込手数料はデータ購入者の負担とします。

第3条の3 会員による本規約に基づく契約の解約

会員は、本規約に基づく契約の解約を希望する場合、当社所定の方法により解約手続を行うこととし、当該解約手続の完了をもって、本規約に基づく契約は解約されるものとします。この場合、会員は自己の責任において、当社からの解約に関する通知を確認するものとします。

2. 前項に基づき会員が解約した場合でも、当社は、既に受領したデータ提供の対価の返金を行いません。

3. 会員が第1項により本規約に基づく契約を解約した場合、当社は会員情報を消去することができます。

第4条～第15条（略）

現行

第1条～第2条（略）

第3条 本サービスの利用

1～3（略）

4. お客様が本サービスから退会されたい場合は、当社が定める方法により退会できます。この場合、当社とお客様の本規約に基づく契約は終了します。

第3条の2

1. データ購入者は、当社が別途定める方法で対価を支払うことによって、データ提供者からデータの提供を受けることができます。

2. お客様がデータ提供者である場合、データ購入者が本サービスを通じてデータの購入を希望し、現実にお客様が提供したデータがデータ購入者に提供された場合は、当社がデータ購入者から現実にその対価を回収したか否かに関わらず、当社はお客様に対して、当社が別途定めるデータ提供の対価を支払うものとします。

第4条～第15条（略）